

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日をもって提出致しました第101期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書及び平成19年9月18日をもって提出致しました第101期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書の記載事項につき、一部訂正を要する箇所がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

___ 罫の箇所は訂正部分を示します。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(6) <省略>

（訂正後）

(1)～(6) <省略>

(7) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

また、機動的な株主への利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。